

平成21年7月10日

報道関係 各位

筑波大学

本学職員の懲戒処分について

埼玉県内の東武東上線川越駅ホームで盗撮行為を働き、平成21年6月26日(金)に、埼玉県迷惑行為防止条例違反容疑で逮捕された、本学附属学校教育局職員(44歳)を、本日付けで停職3月の懲戒処分としましたので報告いたします。

当該職員の行為は、社会的に許されるものではなく、また、国立大学法人の職員としてあるまじき非行であり、本学の信用を著しく傷つけたことから、懲戒処分として停職が相当であると判断した次第です。

本学職員がこのような行為を行ったことは、極めて遺憾であり、あらためてこの事実を重く受け止め、反社会的行為の根絶を徹底していく所存です。

以上